

## 新型コロナウイルス感染症警戒期における神戸市の対応方針 —(追加)—

令和2年7月9日

政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく令和2年7月8日付け事務連絡「7月10日以降における都道府県の対応について」(以下、「事務連絡」という。))及び兵庫県の「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、5月27日に決定した対応方針に、以下の対応を追加する。

### 7. 市有施設等の再開

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場については、感染防止のため必要な措置を講じた上、7月10日から7月31日までの間は、収容人員の制限を5,000人以下、かつ収容人員の半分以下に緩和する。

催物等の開催にあたっては、事務連絡を踏まえた対応を図る。

### 8. イベント等について

市主催イベントや会議等については、7月10日から7月31日までの間は、開催制限を以下の基準に緩和する。

- ・ 屋内のイベント・会議等のうち、感染防止のため必要な措置を講じた上で5,000人以下、かつ収容人員の半分以下の参加人数であるもの
- ・ 屋外のイベント・会議等のうち、感染防止のため必要な措置を講じた上で、5,000人以下、かつ人と人との距離(できるだけ2m)を十分に確保できるもの

イベント等の開催にあたっては、事務連絡を踏まえた対応を図る。